

新専門医制度に於ける更新基準（皮膚科領域） 新旧対照表

新	旧	備 考
<p>日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度における皮膚科専門医更新は、<u>①勤務実態の証明、②更新単位の取得（診療実績の証明を含む）</u>をもって行います。</p> <p>特段の理由のある場合（国内外の研究留学、<u>海外での勤務</u>、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、<u>災害被災、事故</u>、管理職、<u>地域枠などの従事要件など</u>）の措置については、別途定めます。 <u>詳細については p12（3. 専門医資格を更新できない場合の措置）をご確認ください。</u></p> <p>① 勤務実態の自己申告（必須） <u>皮膚科領域としては勤務実態を証明する為に「勤務実態の自己申告（様式2）」「勤務証明書（様式3-1、3-2）」を提出することとしています。</u> <u>・勤務実態の自己申告（様式2）</u> <u>直近 1 週間当たりの勤務実態に対して当てはまる項目にチェックをいれてご提出ください。</u> <u>・勤務証明書（様式3-1、3-2）5年間の更新期間のうち、その半分である累計2.5年（30 ヶ月）以上の勤務実態を記載してください。勤務証明書は常勤か非常勤かにより、提出する様式が異なります。該当するほうの書類をご提出してください^(注1)。</u> <u>また、勤務証明書と一緒に勤務先施設のホームページなど施設の診療時間と担当医が分かる箇所のコピーも併せてご提出ください。</u></p> <p>=====</p> <p><u>a. 常勤：皮膚科診療に従事している時間が週 31 時間以上</u> <u>→勤務証明書（常勤）（様式 3-1）</u></p> <p><u>b. 非常勤：皮膚科診療に従事している時間が週 12 時間以上週 31 時間未満</u></p>	<p>更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもつて行う。</p> <p>特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職就任など）の措置については、別途定める（別添資料①参照）。</p> <p>①勤務実態の自己申告（必須） 勤務実態について、2.5 年間の実態を記載すること。</p>	<p>後段に合わせ区分け変更</p> <p>追加</p> <p>説明追加</p> <p>説明追加</p>

新	旧	備 考
<p><u>→勤務証明書（非常勤）（様式 3-2）</u> <u>※常勤・非常勤ともに勤務時間は、休憩時間や残業時間は含まれません</u></p> <hr/> <p>非常勤の場合には原則として週 12 時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時に働く勤務先は 2 施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担当などを添付ください。 <p><u>※HP 上に表記のある診察時間と実際の契約時間に齟齬がある場合には、更新申請の必須書類として雇用書類を併せてご提出してください。なお、日々の休憩時間、残業時間などは含まれません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明が必要です。 <p><u>(注 1) ご自身で開業されている場合</u> <u>開業している証憑として、勤務証明書のほかに、院長・診療時間・開設日などが分かる書類もご提出ください。(保健所に提出した開設届、公表されているホームページ、パンフレット、看板の写真、院内に掲示している管理表など)</u> <u>診療時間に加えて開設者・院長としての業務を含んだ勤務時間を表記ください。</u> <u>例) 備考欄に月-金(うち休憩 1 時間、2 時間/日は事務業務) など</u> <u>業務を含めて勤務時間が週 31 時間未満の場合は、非常勤の勤務証明書をご提出ください。</u></p> <p>年度途中で勤務形態が変更になった場合、当該年度について常勤は単一施設で <u>31 時間/週として</u> 月ごとの勤務実態を集計し、<u>非常勤勤務の勤務時間と合算し</u> 平均の週あたりの勤務時間数を計算できます。</p>	<p>非常勤の場合には原則として週 12 時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていること。</p> <p>条件：同時に働く勤務先は 2 施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担当などを添付すること</p> <p>さらに皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明を要する。</p> <p>。</p> <p>年度途中で勤務形態が変更になった場合、常勤は単一施設で 32 時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、平均の週あたりの勤務時間数を計算する。</p>	<p>説明追加</p> <p>追加</p> <p>説明追加</p> <p>勤務時間修正及び説明追加</p>

新	旧	備考
<p><u>例) 4月～9月まで常勤、10月～3月まで非常勤(週4時間)の場合(1年間を52週で計算)</u> <u>常勤: 4月～9月。26週×31時間=806時間</u> <u>非常勤: 10月～3月。26週×4時間(週勤務時間)=104時間</u> <u>平均: 806+104=910÷52週=17.5時間/週…非常勤の規定時間12時間以上を満たす</u></p> <p>その他の特殊な勤務形態(学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など)で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、皮膚科領域専門医委員会(以下、「専門医委員会」と呼ぶ)にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定します。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても<u>次頁<表1>専門医資格項目別更新単位に規定する診療実績の証明を免除し、その単位をii)共通講習、iii)領域別講習、iv)学術業績・診療以外の活動実績で補うことができます。</u>なお、非常勤及び常勤の勤務時間は労働時間とし、休憩時間、<u>残業時間</u>は含まれません。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(後段に移動)</u></p>	<p>その他の特殊な勤務形態(学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など)で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、皮膚科学会専門医委員会(以下、「専門医委員会」と呼ぶ)にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定する。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても②診療実績の証明を免除し、その単位をii)共通講習、iii)領域別講習、iv)学術業績・診療以外の活動実績で補うことができる。なお、非常勤及び常勤の勤務時間は労働時間とし、休憩時間は含まないものとする。</p> <hr/> <p>表 1 週間当たりの診療関与時間</p> <p>-----</p> <p>(前略)</p> <p>➤2.5年間の勤務実態</p> <p>-----</p> <p>②診療実績の証明(初回更新時必須) 以下の方法で証明すること。</p> <p>●症例報告の提示 5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名(印)などを記載した症例報告を10症例分提出する。</p>	<p>具体例追加</p> <p>対応表変更</p> <p>残業の追加</p> <p>表)削除</p>

新	旧	備考																
<p>②更新単位（50 単位）の取得</p> <p>皮膚科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示しています（表 1）。これらの単位については、必須取得単位や項目別の最大単位をよく確認の上、総単位数が 50 単位となるように取得してください。</p> <p>〈表 1〉 専門医資格項目別更新単位</p> <p>■注意■ 更新認定日が 2024 年 4 月 1 日以降の更新対象者から「特例での更新」は廃止となり、年齢に関係なく一律の条件での更新手続きとなります。新対象者から「特例での更新」は廃止となります。</p> <table border="1" data-bbox="124 1120 715 1984"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取得単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 診療実績の証明</td> <td>10 単位</td> <td>・症例報告一覧 100 例毎に 10 単位 ・e-test 合格で 10 単位 ※更新認定日が 2024 年 4 月 1 日以降の全更新対象者から対象 更新認定日が、2024 年 4 月 1 日～になるときから適用（2028 年 4 月～12 月に更新手続きをする方から対象となります）。 <u>（削除）</u> それ以前の更新認定日の詳細は <u>i) 診療実績の証明（最大 10 単位）を参考</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	取得単位	備考	i) 診療実績の証明	10 単位	・症例報告一覧 100 例毎に 10 単位 ・e-test 合格で 10 単位 ※更新認定日が 2024 年 4 月 1 日以降の全更新対象者から対象 更新認定日が、2024 年 4 月 1 日～になるときから適用（2028 年 4 月～12 月に更新手続きをする方から対象となります）。 <u>（削除）</u> それ以前の更新認定日の詳細は <u>i) 診療実績の証明（最大 10 単位）を参考</u>	<p>入院、外来は問わないが、疾患名は偏らないよう配慮すること。皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された 35 領域のうち複数の領域にわたる必要がある。</p> <p>③更新単位 50 単位（必須）</p> <p>専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i)～iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示す。合計 50 単位の取得を求める。</p> <table border="1" data-bbox="751 1120 1326 1845"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 診療実績の証明（上記②に該当）</td> <td>最大 10 単位（初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意）</td> </tr> <tr> <td>ii) 専門医共通講習</td> <td>最小 3 単位、最大 10 単位（このうち 3 講習は必修講習）</td> </tr> <tr> <td>iii) 皮膚科領域講習</td> <td>最小 20 単位</td> </tr> <tr> <td>iv) 学術業績・診療以外の活動実績</td> <td>最大 10 単位（1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位はこの上限を超えることが可能）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	取得単位	i) 診療実績の証明（上記②に該当）	最大 10 単位（初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意）	ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位（このうち 3 講習は必修講習）	iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位	iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大 10 単位（1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位はこの上限を超えることが可能）	<p>追加</p> <p>内容の詳細追加。 区分の明確化。 最大、最小の表記から 0～10 等のへの表記に変更。 備考欄を追加し、内容を記載</p>
項目	取得単位	備考																
i) 診療実績の証明	10 単位	・症例報告一覧 100 例毎に 10 単位 ・e-test 合格で 10 単位 ※更新認定日が 2024 年 4 月 1 日以降の全更新対象者から対象 更新認定日が、2024 年 4 月 1 日～になるときから適用（2028 年 4 月～12 月に更新手続きをする方から対象となります）。 <u>（削除）</u> それ以前の更新認定日の詳細は <u>i) 診療実績の証明（最大 10 単位）を参考</u>																
項目	取得単位																	
i) 診療実績の証明（上記②に該当）	最大 10 単位（初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意）																	
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位、最大 10 単位（このうち 3 講習は必修講習）																	
iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位																	
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大 10 単位（1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位はこの上限を超えることが可能）																	

新			旧	備 考
	任意 0~5 単位	・専攻医の年間評価を行った場合、1年間に1単位（ただし複数の専攻医を指導しても1単位のみ）		
ii) 専門 医共 通講 習	3~10 単位 <u>更新 認定 日が 2024 年 4 月 1 日以 降の 全更 新対 象 者： 共通 講習 A各1 単位 必須</u>	<p>・必修講習 A (医療安全、感染対策、医療倫理)各1単位必須 特例での更新対象者も含み全員必須 ※更新認定日が、2024年4月1日~になるときから適用 2028年4月~12月に更新手続きをする方から対象となります。</p> <p>それ以前の認定日で特例の更新を希望される方は p.10「更新の特例措置」の「※更新認定日：2024年3月31日以前の対象者」を参考</p> <p><u>・必修講習 B(医療制度と法律、保険医療、医療福祉制度、医療経済(保険医療等)、両立支援)</u></p> <p>※機構制度初回更新者（皮膚科では2023年度に機構専門医の資格取得者から）は必修講習 B も <u>各1単位必須。ただし一部免除対象者有。</u>学会制度で一度でも更新をされた方は任意。詳細は p6. 「共通講習 B について」を参照ください。</p>		<p>対象者の更新手続き年度により変更する箇所の追記 2024年から高齢者含め全員必須</p> <p>提出書類の様式を提示し、説明内容をより詳細に記載 提出書類の様式を提示し、説明内容をより詳細に記載</p> <p>対象者の更新手続き年度により、分けて記載。</p>

新			旧	備考
		<p><u>・任意講習C(臨床研究・臨床試験、災害医療)</u> <u>単位の取得は任意です。</u></p>		従来分かれて記載されていたため、移動
iii)	20 単 位以 上 <u>更新 認定 日 が、 2024 年 4 月 1 日以 降の 全更 新対 象 者： 必須</u>			
iv)	0~10 単 位 (状 況に より 20 単 位)	原則上限 10 単位まで。 ただし、原則の 10 単位以外に、 筆頭発表・筆頭論文発表者は 10 単 位まで 追加申請可能。詳細は p8. 「iv) 学術業績・診療以外の活動実績 (様式 6)【0~10 単位】」を参照 ください。		
i)	診療実績の証明 (最大 10 単位) <u>※更新認定日 2023 年 4 月 1 日以前の対 象者</u> <u>・症例報告の提示 (様式 4-1)</u> <u>【学会制度で一度でも更新をされたこと がある場合は機構制度の更新手続きが初</u>		i) 診療実績の証明 (最大 10 単位) 1. 症例 10 例毎に 5 単位を認める。症例 報告は上記「②診療実績の証明, A. 症例 報告の呈示」を用いることができ、追加 症例も同じ記載方法とする。	2024 年以 前の対応 について 新規追加

新	旧	備 考
<p><u>めてでも提出は必須ではなく任意。】</u></p> <p>5年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名（印）などを記載した症例報告を10症例分提出してください。症例10例毎に5単位認めることができます。また、入院、外来は問いませんが、疾患名は偏らないよう配慮してください。なお、皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたる必要があります。35領域については別添資料（「1.皮膚科領域の35領域」）をご確認ください。</p> <p><u>※更新認定日 2024年4月1日以降の対象者</u></p> <p><u>【学会制度からの移行も含み全員必須となります。】</u></p> <p><u>5年間に診療した症例について、100症例を一覧で提出してください。</u></p> <p><u>症例一覧100例で10単位認めることができます。また、入院、外来は問いませんが、疾患名は偏らないよう配慮してください。</u></p> <p><u>なお、皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された35領域のうち複数の領域にわたる必要があります。35領域については別添資料（「1.皮膚科領域の35領域」）をご確認ください。</u></p> <p><u>また、日本皮膚科学会が今後用意する予定のE-testの合格をもって、症例提出の代わりとすることも可能です。E-testの合格は10単位。更新期間中に1回の合格のみ単位として取得が可能です。</u></p> <p><u>なお、診療実績の申請内容に対し専門医委員会では不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行います。</u></p>	<p>(前段により移動)</p>	<p>2024年以降の対応について新規追加</p>

新	旧	備 考
<p><u>・専攻医の年間評価（様式4-2）（任意）</u> 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1年間に1単位を付与します。ただし、1年間に何人指導しても1単位のみを付与となります。</p> <p><u>「専攻医指導報告書（様式4-2）」を記入の上、評価を行った証明書類として専攻医研修管理システム上の「評価・フィードバック」の画面を印刷して、ご提出ください。</u> 上記1-2を合計したものを「i）診療実績の証明」に必要な単位とします。</p> <p><u>ii）専門医共通講習【3~10単位】</u> <u>以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示す。</u></p> <p><u>1. 医療安全（必修項目：5年間に1単位以上）</u> <u>2. 感染対策（必修項目：5年間に1単位以上）</u> <u>3. 医療倫理（必修項目：5年間に1単位以上）</u> <u>必須講習 A</u></p> <p><u>4. 医療制度と法律</u> <u>5. 保険医療</u> <u>6. 医療福祉制度</u> <u>7. 医療経済（保険医療等）</u> <u>8. 両立支援</u> <u>必須講習 B</u></p> <p><u>9. 臨床研究・臨床試験</u> <u>10. 災害医療</u> <u>任意講習 C</u></p> <p>専門医共通講習はすべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。皮膚科領域担当委員会で審議し、日本専門医機構に</p>	<p>2. 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1年間に1単位を付与する。ただし、1年間に何人指導しても1単位とする。</p> <p>上記1-2を合計したものを「i）診療実績の証明」に必要な単位とする。 なお、皮膚科領域専門医委員会で不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行う。</p> <p>ii）専門医共通講習（最小3単位、最大10単位：ただし、必修3項目をそれぞれ1単位以上含むこと） （後段から移動）</p> <p>すべての基本領域専門医が共通して受講する項目。機構によって認められた講習会とする（たとえば、学術集会や地方</p>	<p>提出様式の説明追加</p> <p>講習会名を記載</p>

新	旧	備 考
<p>よって認められた講習会のみ該当します。 <u>共通講習には、必修講習 A、必修講習 B、任意講習 C の 3 つの区分があります。</u> <u>共通講習は、最小 3 単位、最大 10 単位の単位が取得できます。ただし、必修講習 A(医療安全、感染対策、医療倫理)を各 1 単位以上含む必要があります。</u> <u>(たとえば、日皮会の総会、支部や関連学会の学術大会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する共通講習会などが該当しますが、他の基本領域等が主催する共通講習会を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとします)。</u><u>専門医共通講習の対象となる講習会は別添資料(「2. 専門医共通講習に算定できる単位」)を参照してください。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(前段に移動)</u></p> <p>○必修講習 B について <u>機構制度(皮膚科研修プログラムに所属)で試験に合格し、機構専門医を取得した、2023 年度以降の専門医はその後更新手続きを行う際は上記必修講習 A の他、必修講習 B(医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済(保険医療等)、両立支援(治療と仕事))を各 1 単位(計 5</u></p>	<p>会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などだが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとする)。</p> <p>(中略)</p> <p>以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療安全(必修項目:5 年間に 1 単位以上) 2. 感染対策(必修項目:5 年間に 1 単位以上) 3. 医療倫理(必修項目:5 年間に 1 単位以上) 4. 医療制度と法律 5. 保険医療 6. 医療福祉制度 7. 医療経済(保険医療等) 8. 臨床研究・臨床試験 9. 両立支援(治療と仕事) 10. その他 	<p>A、B、C の区分の追加と修正</p> <p>必修講習 B について新規追加</p>

新	旧	備 考
<p><u>単位) 取得する必要があります。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合、必修講習 B の取得は免除することができます。</u></p> <p><u>(多様な地域については、日本専門医機構と協議中です。詳細が確定次第、公開します。)</u></p> <p><u>※学会制度の専門医は必修講習 B の取得は任意で問題ございません。</u></p> <p><u>○更新時の申請方法</u></p> <p><u>日本皮膚科学会が開催している講習会を日本皮膚科学会会員カードまたは OR コードで受付したもので出席を確認し、聴講、もしくは演者として発表した場合、日本皮膚科学会会員マイページに自動的に加算されます。マイページ上の「専門医後実績一覧」を印刷し、提出してください。</u></p> <p><u>研修施設や他学会主催の講習会を聴講、演者として発表した場合、会員マイページには自動的に加算されません。その為、聴講単位、講演での単位は下記のように単位申請ください。</u></p> <p><u>・(聴講単位を申請する場合)：自身で日皮会 HP の会員マイページに聴講した講習会を登録し、証明書類として講習会の際に配布された受講証明書のコピーを提出してください。</u></p> <p><u>・(演者として発表した講師単位を申請する場合)：自身で日皮会 HP の会員マイページに講習会、演者として発表した演題を登録し、証明書類として抄録又はプログラムのコピーを大会名、大会日付、演題名、演者名、が分かる箇所を記載順に揃えてご提出ください。</u></p> <p><u>※会員マイページ上の単位の登録や印刷が不可能の場合は、「専門医共通講習一覧(様式 5)」に聴講、演者として発表した演題した講習会を記載し、受講証明書のコ</u></p>		<p>更新時の申請方法追加</p>

新	旧	備 考
<p><u>ピーや必要書類と併せてご提出ください。</u></p> <p>iii) 皮膚科領域講習 【20 単位以上】 <u>日本皮膚科学会が定める講習会等で取得する単位です。皮膚科専門医が最新の知識や技術を身に着けるために必要な講習会への参加を目的にしています。</u></p> <p>(中略)</p> <p>1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講： 1 時間につき 1 単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードまたは <u>QR コード</u> で受付したもので出席を確認します。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会： 日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1 時間につき 1 単位。 <u>○更新時の申請方法</u> <u>講習会に現地で聴講している場合は日本皮膚科学会会員カードまたは OR コードで受付したものを、オンライン講演で聴講している場合は聴講ログで、出席を確認しています。</u> <u>大会終了後 2 か月以内に、自動的に単位が加算されますので、日本皮膚科学会会員マイページより、専門医後実績一覧を印刷して提出してください。</u> <u>なお、教育講演などの演者としての単位についても、自動的に加算されます。しかし、一般演題の演者として発表した一般演題は自動で単位は加算されません。単位を申請する場合は iv) 学術業績・診療以外の活動実績の<表 2>No1. 皮膚科領域専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表 をご確認ください。</u></p>	<p>iii) 皮膚科領域講習 (最小 20 単位: (取得方法によっては最小 10 単位))</p> <p>(中略)</p> <p>1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講： 1 時間につき 1 単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会： 日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1 時間につき 1 単位。</p>	<p>説明文追加</p> <p>QR コードを追加</p> <p>更新時の手続きを追加</p>

新	旧	備考																								
<p>iv) 学術業績・診療以外の活動実績 (様式6) 【0~10 単位】</p> <p><u>算定可能な単位については、下記の〈表2〉をご確認ください。</u></p> <p><u>なお、自身が筆頭発表者の【学会発表】と筆頭著者の【論文発表】がある場合、最大20 単位まで申請可能です。</u></p> <p><u>例 1) 自身が筆頭発表者の学会発表 10 単位+筆頭著書である論文発表単位 10 単位の場合</u></p> <p><u>20 単位取得可能 (詳細は別添資料参照)</u></p> <p><u>例 2) 地方会などの参加単位 6 単位+自身が筆頭発表者の学会発表 10 単位+筆頭著書である論文発表単位 10 単位の場合</u></p> <p><u>上限 10 単位 (地方会参加単位 6 単位+自身が筆頭発表者の学会発表 4 単位) と筆頭著者の学会発表 6 単位、筆頭著書である論文発表単位 4 単位の 10 単位を合わせて 20 単位の取得可能</u></p> <p><u>(申請いただいた残り 6 単位の筆頭著書である論文発表単位は無効)</u></p> <p>〈表 2〉</p> <table border="1" data-bbox="124 1312 708 1960"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目名</th> <th>概要</th> <th>取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表</td> <td>証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。</td> <td>筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>専門医委員会が指定した学</td> <td>証明書類として掲載された論文の</td> <td>筆頭著者：2 単位</td> </tr> </tbody> </table>	No	項目名	概要	取得単位	1	専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)	2	専門医委員会が指定した学	証明書類として掲載された論文の	筆頭著者：2 単位	<p>iv) 学術業績・診療以外の活動実績 (最大 10 単位 : 取得方法によっては最大 20 単位まで可能)</p> <p>〈表 2〉</p> <table border="1" data-bbox="751 1312 1335 1960"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>項目名</th> <th>概要</th> <th>取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表</td> <td>証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。</td> <td>筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>共通講習、皮膚科領域講</td> <td>証明書類として抄録、プログラム</td> <td>司会や座長：1 単位</td> </tr> </tbody> </table>	No	項目名	概要	取得単位	1	専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)	2	共通講習、皮膚科領域講	証明書類として抄録、プログラム	司会や座長：1 単位	<p>説明文及び具体例を追加</p> <p>システムに合わせ 2 と 3 を入れ替え</p>
No	項目名	概要	取得単位																							
1	専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)																							
2	専門医委員会が指定した学	証明書類として掲載された論文の	筆頭著者：2 単位																							
No	項目名	概要	取得単位																							
1	専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1 単位 共同発表者：1 単位 (2nd author に限る)																							
2	共通講習、皮膚科領域講	証明書類として抄録、プログラム	司会や座長：1 単位																							

新				旧				備考
	術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表	コピーを提出すること。	全共著者：1単位		習における司会や座長	のコピーを提出すること。	※聴講単位とは別に付与	
3	共通講習、皮膚科領域講習における司会や座長	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	司会や座長：1単位 ※聴講単位とは別に付与	3	専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表	証明書類として掲載された論文のコピーを提出すること。	筆頭著者：2単位 全共著者：1単位	
(中略)				(中略)				
<u>(削除)</u>				項目1の筆頭発表者及び項目3の筆頭著者としての取得単位は、最大20単位まで取得できる。				
<p>2. 更新の特例措置</p> <p>皮膚科領域においては、相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かす目的で、更新の特例措置を設けていたが、<u>日本専門医機構より専門医として国民から期待される、十分な診療技能と最新情報に更新された知識に基づいて総合的な判断を行う能力を担保するため、更新認定日2024年4月1日以降の更新対象者から特例での更新手続きの廃止が全科一律で決定いたしました。</u></p> <p>専門医（学会専門医を含める）を3回以上更新しており、かつ65歳以上の場合、<u>でも通常の更新条件で更新いただく必要がございますのでご注意ください。</u></p>				<p>2. 更新の特例措置</p> <p>皮膚科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かす目的で専門医（学会専門医を含める）が3回更新されており、かつ65歳以上の場合、4回目の更新から通常の更新申請と併せて別紙「診療従事証明書」による申請を行い承認されれば、①勤務実態の自己申告を不要とし、i)～iv)の項目ごとの制限を排除した合計40単位を取得することで更新をすることができる。</p>				iv)の施名文中に記載ありの為 タイトル追記 更新対象手続き年度ごとに分けて記載

新	旧	備考
<p><u>※更新認定日 2023年4月1日以前の対象者</u> <u>専門医(学会専門医を含める)を3回以上更新しており、かつ65歳以上の場合、4回目の更新から通常の更新申請と併せて、「診療従事証明書(様式7)」による申請を行うことで下記の特例を受けることができます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「勤務実態の証明」の省略が可能 ・「診療実績の証明」「専門医共通講習」「皮膚科領域講習」「学術業績・診療以外の活動実績」の項目毎の制限を排除 ・合計40単位で更新が可能 <p>(例)皮膚科領域講習のみ40単位取得し、診療従事証明書を提出することで更新可能</p> <p><u>なお、5年間(認定期間内)に、1回以上の日本皮膚科学会総会への参加があることが望ましい。</u></p> <p><u>※更新認定日 2024年4月1日以降の対象者</u> <u>通常の更新基準で更新手続きが必要となります。</u> <u>1頁「1.機構専門医更新について」以降の更新基準をご確認ください。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>3.専門医資格を更新できない場合の措置</u> <u>特別な理由(国内外の研究留学、海外での勤務、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職、地域枠等の従事要件など)のために専門医の更新ができない場合の対応においては、事情に応じて以下①または②の方法のいずれかを選択することができます。</u></p> <p>— <u>①専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合</u></p>	<p>なお、以下の2つを満たすことが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.5年間(認定期間内)に、1回以上の日本皮膚科学会総会への参加。 2.共通講習3単位の取得。 <p>なお、「診療従事証明書」による手続きが否認となり単位が不足している場合には、後述(別添資料①)に示す延期申請手続きを行うことができる。</p>	<p>2024年より診療実績と必修Aが必須</p> <p>更新の特例措置(猶予・休止)の解説方法変更</p>

新	旧	備 考
<p><u>認定期間内に専門医更新が困難と予想される場合には、活動休止申請書（初回分）（様式 8-1）を提出し、皮膚科領域担当委員会と機構専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。</u></p> <p><u>初回の申請で最長 2 年まで休止が認められます。途中月単位での切り上げは認められません。原則、3 年目からは 1 年毎に活動休止申請書（様式 8-2）を提出し、上記委員会の承認を得ることが必要です。</u></p> <p><u>なお、休止期間は専門医を呼称、表示する事はできません。また、休止期間中の診療実績や講習会の受講は更新の単位として認められません。</u></p> <p><u>専門医休止期間終了後は専門医の資格が復活します。休止した期間を除く前後の合計 5 年以内に 50 単位と勤務実績 2.5 年以上を取得した場合、次回の専門医更新資格を得ることができます。</u></p> <p><u>例) 認定期間：2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日</u></p> <p><u>2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日の 1 年間、休止申請をした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・休止期間は専門医と名乗ることはできません。</u> <u>・休止期間中は診療従事や講習会等の全ての単位は取得できません。</u> <u>・途中月単位での切り上げはできません。</u> <p><u>※休止申請が認められた場合、認定期限は 2029 年 3 月 31 日から 2030 年 3 月 31 日に延期されます。</u></p> <p><u>〈表 3〉 活動休止の考え方</u></p>  <p><u>②所定の期間に更新基準を満たすことが</u></p>		

新	旧	備 考
<p><u>できず、更新猶予を選択する場合</u> <u>特別な理由で更新基準を満たすことができない場合、更新猶予を選択することができます。</u> <u>途中月単位での切り上げは認められません。</u></p> <p>— <u>猶予期間中でも専門医を称することはできます。更新基準の単位が取得できれば、</u> <u>次回の更新の対象になることができます。</u> <u>更新猶予が承認された場合、猶予が認められた更新期間は5年+1年の6年となりますが、</u> <u>次回更新期間は5年-1年の4年間で、</u> <u>必要な単位や勤務実績の取得が必要となります。</u>（注2）。<u>更新猶予申請の受付期間は、更新手続き期間内（更新期限前年の指定期間、詳細はホームページをご確認ください）に受付を行います。</u></p> <p><u>例) 認定日 2023年4月1日～2028年3月31日（5年間）の対象の方が猶予申請をした場合。</u> <u>猶予申請受付期間：2027年4月～2027年12月まで</u> <u>猶予が認められた場合：認定期間 2023年4月1日～2029年3月31日（6年間）に延長</u> <u>上記猶予期間内に規定の勤務実績や単位を収集し、2028年4月～2028年12月までの受付</u> <u>期間内に更新申請をする。</u> <u>※認定期間内の 2029年1月～3月の勤務実績や単位を含める場合は、その旨を添えて申請が必要。</u> <u>その次の認定期間:2029年4月1日～2033年3月31日（4年間）</u></p> <p><u>③機構専門医へ移行期間に更新基準を満たすことができず、更新延期を選択する場合</u></p>		

新	旧	備 考
<p><u>学会制度で専門医資格を取得した先生が、機構制度の専門医に移行する際に単位不足により、更新が困難な場合は、特例により更新延期の申請が可能となります。ただし、通常の延期理由による延期（出産等）とは違い、猶予扱いとなり、下記の通りの対応となりますので、ご確認をお願いいたします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・本理由による更新延期申請は、移行期のみとなり、1回のみとなります。</u> <u>・延期期間は1年間となり、延期の延長などは原則ありません。</u> <u>・専門医更新認定期限が1年間延期されますが、猶予扱いと同様の取り扱いとなるため、次回の専門医更新期間から1年間分が、前倒しされることとなり、次回の更新期間が4年間となります。そのため、次回の更新の際は、4年間で更新に必要な単位と、勤務実績などが必要となりますのでご注意ください。</u> <p><u>次々回の更新手続きが完了以降は通常通り5年で更新手続きが可能となります。</u></p> <p><u>4. 専門医資格を喪失した場合</u></p> <p><u>更新忘れなど何らかの事情のため機構専門医資格の更新ができなかった場合、正当な理由があると認められた場合に限り、失効後1年未満であれば、更新基準を満たすことにより専門医資格を復活することができます。失効後復活までの期間は専門医を称することはできません。失効後1年以上経過している場合は、皮膚科領域担当委員会において専門医資格喪失の理由書を審査のうえ、正当な理由があると認められた場合に限り、承認後5年間で所定の更新基準を満たすことで機構認定専門医更新の対象となります。その期間は専門医を称することはできません。</u></p>		<p>移行期間中の資格更新できない場合の措置を追加</p> <p>喪失した場合の解説方法変更</p>

新					旧	備 考
<u>〈表4〉休止・更新猶予一覧</u>						休止・猶予一覧表を追加
	<u>3-①. 休止の場合</u>	<u>3-②. 更新猶予の場合</u>	<u>3. 移行期間中の延期の場合</u>	<u>4. 資格失効の場合</u>		
<u>必要書類</u>	<u>活動休止申請書</u>	<u>更新猶予申請書+理由書</u>	<u>更新延期申請書（移行期用）</u>	<u>理由書</u>		
<u>期間</u>	<u>1年間※（初回申請のみ最長2年可能）：最大6年</u>	<u>1年間、1度のみ</u>	<u>1年間移行期のみ1回限り</u>	<u>1) 失効後1年以内 2) 失効後1年以上</u>		
<u>単位について</u>	<u>休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められない</u>	<u>休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められる</u>	<u>皮膚科領域担当委員会での承認後、単位等取得できる。</u>	<u>皮膚科領域担当委員会での承認後、単位等取得できる。</u>		
<u>専門医</u>	<u>機構認定専門医と称することができない。</u>	<u>機構認定専門医と称することができる。</u>	<u>学会認定専門医を証することはできるが、機構認定専門医と称す</u>	<u>資格が復活するまでは機構認定専門医と称す</u>		

新				旧	備考
			<u>ることができない。</u>	<u>ることができない。</u>	
<p><u>※途中月単位での切り上げは認めないので、計画的な申請をすること。</u></p> <p><u>5. 専門医資格取消について</u> <u>以下の条件に該当する場合は皮膚科領域担当委員会で審査し、機構承認の上専門医資格をはく奪することができます。</u></p> <p><u>①公序良俗に反する場合</u> <u>②正当な理由なく資格更新を行わなかった場合</u> <u>③日本専門医機構認定専門医申請または専門医資格更新の申請に、虚偽または重大な誤りがあったとき。</u> <u>④機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医登録場から削除される。</u> <u>⑤機構専門医資格の停止、喪失、又は取消となった者は専門医認定書を速やかに返還</u> <u>⑥日本皮膚科学会の会員資格を喪失したとき</u></p> <p><u>(削除)</u></p>					<p>専門医資格取消について追記</p> <p>移行措置に関する記述の為削除</p> <p>前段休止・猶予の説明に移行</p>
(以下前段に各項目に移行)					

新	旧	備 考
	<p>新基準に基づく専門医認定の手順（移行措置）</p> <p>1) 準備期間</p> <p>2017年4月 会員告知開始、講習単位の準備</p> <p>2018年4月 会員告知終了、講習単位取得可能</p> <p>(中略削除)</p> <p>別添資料①</p> <p>I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合、次の申請をすることができる。</p> <p>専門医資格更新延期申請書とその事情を説明できる理由書を更新申請年度の申請期日までに専門医委員会に提出し、審査を受ける。審査認定の後、日本専門医機構からの承認を経て専門医資格の延期申請が認められる。なお、延期期間は1年単位での申請とする。また、1回の申請につき、2年の延期申請を上限とする。</p> <p>II. 上記I以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。</p> <p>何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記同様、専門医委員会に理由書を提出し、審査を受けなければならない。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後1年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができる。（失効後復活までの期間は専門医ではない。）</p> <p>過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回</p>	<p>専門医資格を喪失した場合に移行</p> <p>専門医資</p>

新	旧	備 考
	<p>復の申請を専門医委員会に行い、専門医機構で承認された場合は、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる。</p> <p>III. 下記の場合は領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができる。</p> <p>公序良俗に反する場合 正当な理由なく資格更新を行わなかった場合 勤務実態など各種書類に虚偽の申告であることが判明した場合</p>	<p>格取消に移行</p>